

保護者様

社会福祉法人 豊友会

## 出席停止と「登園許可書」の提出について

こども園・保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。集団での感染症の発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、一人ひとりの子どもが快適に生活できることが大切です。

園では、学校保健安全法に基づき、下記のような疾患を「学校・園において予防すべき感染症」として出席停止扱いにします。医師からの登園許可が出るまで、自宅療養されるようお願いいたします。つきましては、下記の病気に罹られた場合は、医療機関で右の「登園許可書」にご記入の上、登園時に提出してください。

### 子どもが罹りやすい感染症と出席停止期間

病名	期間
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消えるまで、又は5日間の適正な抗菌薬による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が出現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風疹（三日はしか）	発疹がきえるまで
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消えた後2日を経過するまで
結核・髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染の恐れがないと認めるまで
流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎	医師が感染の恐れがないと認めるまで

## 登園許可書

こども園・保育園長殿

氏名

生年月日 年 月 日

病名

上記診断で 年 月 日より療養しておりましたが、軽快し、感染の

恐れがないものと認め、 年 月 日より登園を許可します。

年 月 日

住所

医療機関名

医師名

印